

～あなたも民商の共済会に～
会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月1,000円
入院見舞金

結婚出産祝金
長寿祝金

「納めきれない消費税は分割納付申請を」 分納・納税緩和学習会に4人が参加

今年の消費税申告は昨年1年間まるまる8%の申告になりました。「売上が下がっているのに消費税は増えた」「所得はゼロなのに消費税が数十万円になった」等の声がこの春の相談会で聞かれました。

村上民商は「一括の消費税納税がたいへんな人」が多いと、『消費税分割納付・納税緩和学習相談会』を3月23日の夜に開催しました。竹内会長をはじめ4人が参加し、納税緩和措置について学習しました。

学習会では、納めきれない国や地方税について「納税の猶予」や「換価の猶予」等の制度があり、最大2年間の分割納付ができること。その制度を利用すれば延滞税が大幅に軽減され、差押え等の心配もなくなること。納税者の権利としてこの制度があり、民商が制度の活用にも道を開いてきたことなどが話され、申請書類等の記載内容も学習しました。



参加した大工さんは、「今年売上が1,000万円を超え、2年後から消費税申告をする。消費税の納付が大変なので勉強しに来た。こういう勉強会をもっと開いてほしい」と話していました。



竹内会長は「商売がたいへんになって税金を払いきれない業者はたくさんいる。こういう制度があり、延滞税も安くなることを多くの会内外の業者に知らせ、活用していきたい」と話しています。



申込受付4月4日(月)から8日(金) 「村上市住宅リフォーム補助金」 申込み受付はじまります!

村上市は、市民が市内の業者に依頼して20万円以上の住宅リフォーム工事を行った場合、工事額の3割(限度額20万円)を補助します。土台、基礎の工事、屋根の葺き替え、天井・壁・床の改修、バリアフリー工事など、この機会に住宅のリフォームがチャンスです!

建設業許可「変更届」提出の相談会

建設業許可を取得している業者は、毎年決算期終了後4カ月以内に、決算にもとづく変更届出書を提出しなければなりません。個人建設業の27年度決算による変更届出書は、4月末が提出期限です。作成のためには、27年の「工事経歴」などが必要です。準備をお願いします。

日時 4月4日(月) 午後1時半
会場 村上民商事務所

※持参するもの

- 許可証 ● 直近の変更届出書
- 「工事経歴書」の下書き
- 申告書、決算書または収支内訳書
- 事業税の納税証明書 ● 印鑑



労働保険の年度更新、及び 労働保険新規加入者の説明会

日時 4月11日(月)
午後1時半から
午後3時まで
会場 村上民商事務所



- ◆ 年度更新の対象となる会員さんには、案内文書が届きます。
- ◆ 労働保険の新規加入を受け付けています。
- ◆ 労災保険は、事業主や大工、左官などの一人親方等及びその家族従事者は、申請により特別加入できます。
- ◆ 申し込み希望者は、事前に民商へ連絡をお願いします。

4月の無料法律相談

日時 4月12日(火) 午後1時30分から
弁護士 新潟中央法律事務所 足立定夫弁護士
☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
・無料法律相談は偶数月の開催です。(3月はお休みです)
・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
事務局まで連絡を。